

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇治田原町まちづくり総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、東京圏から宇治田原町内への移住定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、京都府と共同して行う移住支援事業において、東京圏から宇治田原町に移住した者に対し、町長が予算の範囲内において交付する移住定住・就業支援事業費補助金の交付に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。
- (2) 条件不利地域 次に掲げるいずれかの地域を含む市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市を除く。)町村の地域をいう。
 - ア 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
 - イ 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域
 - ウ 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島
 - エ 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
 - オ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域
 - カ 平成22年から令和2年の人口減少率が10%以上の市町村の地域
- (3) 移住者 本町の住民として住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条第1項に規定する転入をした者であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 転入をした日の前日において引き続き1年以上東京都区部(東京都の特別区の存する区域をいう。以下同じ。)内に住所を有していた者であって、転入をした日前10年間に於いて東京都区部内に住所を有していた期間の合計が5年以上であるもの
 - イ 転入をした日の前日において引き続き1年以上東京圏内(条件不利地域を除く。)に住所を有し、かつ、東京都区部内に所在する事業所において、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項で規定する被保険者として業務に従事していた者であって、転入をした日前10年間に於いて、東京圏内(条件不利地域を除く。)に住所を有し、かつ、東京都区部内に所在する事業所において、雇用保険法第4条第1項で規定する被保険者として業務に従事していた期間(東京圏内(条件不利地域を除く。)に住所を有し、かつ、東京都区部内の大学等(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学若しくは高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校をいう。)へ入学し、東京都区部内の事業所へ就職した者については、その在学期間を含む。)の合計が5年以上である者。ただし、東京都区部内に所在する事業所において、雇用保険法第4条第1項で規定する被保険者として業務に従事していた者については、転入をした日前3ヵ月までを当該1年の起算点とすることができる。

(対象者)

第3条 補助金の対象者は、移住者のうち次の第1号の要件を満たす者であって、第2号から第6号までのいずれかに該当するものとする。ただし、世帯員が2人以上の世帯から申請をする場合にあっては、これらの要件と併せて第7号の要件を満たす者とする。

- (1) 申請資格に関する要件 次に掲げる全ての事項に該当すること。
 - ア 令和5年4月1日以後に転入したこと。
 - イ 補助金の申請時において、転入後1年以内であること。
 - ウ 補助金の申請日から5年以上継続して町に居住する意思を有していること。
 - エ 宇治田原町暴力団排除条例(平成25年条例第1号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
 - オ 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
 - カ 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員としてこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。ただし、補助金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員であった者が、5年以上経過し、18歳以上となった場合を除く。
 - キ 町が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- (2) 就業・一般に関する要件 次に掲げる全ての事項に該当すること。
 - ア 転入後の就職先が、補助金の対象として、京都お仕事マッチング診断「ジョブこねっと」又は他の都道府県のマッチングサイトに移住支援金対象求人として掲載された求人に応募したことで開始された就業であること。
 - イ 転入後の就業先が、就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人でないこと。ただし、町と京都府が、担い手確保が困難で、かつ、必要性や緊急性が高いと認める業種

の事業所への就業を除く。

- ウ [雇用保険法第4条第1項](#)で規定する被保険者であること。
- エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- オ 求人への応募日が、[ア](#)の求人が補助金の対象として京都お仕事マッチング診断「ジョブこねっと」又は他の都道府県のマッチングサイトに掲載された日以後であること。
- カ 当該法人に、移住補助金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
- キ 新規の雇用(転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更を除く。)であること。
- (3) 関係人口に関する要件 次の[ア](#)のいずれかに該当し、かつ、次の**イ**に定める就業要件に該当すること。
 - ア 本事業における関係人口として定める次の要件のいずれかに該当する者
 - (ア) 転入前、直近5年の間に1回以上本町に対しふるさと納税を行っていること。
 - (イ) 転入前に、[宇治田原町空家バンク設置要綱\(平成29年要綱第2号\)第8条第1項](#)の規定に基づく宇治田原町空家バンク利用登録申込みを行っていること。
 - (ウ) 転入前に、[宇治田原町「うじたわらいく」お試し住宅事業実施要綱\(平成31年要綱第1号\)第2条第3号](#)の規定に基づくお試し住宅を借り受けたことがあること。
 - イ 町内で農林水産業に従事すること。
- (4) 就業・プロフェッショナル人材に関する要件 次に掲げる全ての事項に該当すること。
 - ア 「京都府中小企業事業継続・承継支援強化事業」を利用した移住及び就業であること。
 - イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
 - ウ 離職することが前提でないこと。
 - エ 補助金の申請日から5年以上継続して勤務する意志を有していること。
- (5) テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - ア その転入前に就業していた事業所の業務に引き続き従事するときの転入であること。
 - イ 移住先でテレワークにより勤務する(原則として、恒常的に通勤しない。)こととし、週20時間以上テレワークを実施すること。
 - ウ [雇用保険法第4条第1項](#)で規定する被保険者であること。
 - エ 自らの所属する事業者等からの命令ではなく、自己の意思による転入であること。
 - オ 事業者が移住者に資金を提供している場合、内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ地方創生テレワーク型)を財源に充当していないこと。
- (6) 起業に関する要件 1年以内に京都府が実施する起業支援事業に係る起業支援事業費補助金の交付決定を受けていること。
- (7) 世帯に関する要件 次に掲げる全ての事項に該当すること。
 - ア 申請者を含む2人以上の世帯員が、移住元において同一世帯に属していたこと。
 - イ 申請者を含む2人以上の世帯員が、申請時において同一世帯に属していること。
 - ウ 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも令和5年4月1日以後に転入したこと。
 - エ 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも支給申請時において転入後1年以内であること。
 - オ 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも[宇治田原町暴力団排除条例\(平成25年条例第1号\)第2条第4号](#)に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、2人以上の世帯からの申請の場合においては100万円、単身者からの申請の場合においては60万円とする。また、未成年世帯員(申請日の属する年度の前年度の3月31日において18歳に満たない者(対象移住者等の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))である者を除く。))を帯同して移住する場合は、未成年世帯員1人につき100万円を加算する。

2 補助金の交付は、1世帯(単身の場合を含む。)につき、1回限りとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、宇治田原町移住定住・就業支援事業費補助金交付申請書([別記第1号様式](#))及び当該申請に係る関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 町長は、[前条](#)の申請書を受理し、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、当該申請者に宇治田原町移住定住・就業支援事業費補助金交付決定通知書([別記第2号様式](#))により通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第7条 補助金の交付決定を受けた者が、補助金の交付を受けようとするときは、宇治田原町移住定住・就業支援事業費補助金交付請求書([別記第3号様式](#))を町長に提出しなければならない。

2 町長は、[前項](#)の規定により補助金の交付の請求を受けた場合には、速やかに対象者に対して補助金を支払うものとする。

(決定の取消し)

第8条 町長は、[第6条](#)の規定により補助金の交付決定通知を受けた申請者が[次の各号](#)のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正行為があったとき。
- (3) その他町長が特に必要と認めた場合
(移住者の定着の確認)

第9条 町は移住者の定着の確認として、就業の継続と転出の確認を年に1回以上実施する。

(補助金の返還)

第10条 町長は、補助金の交付を受けた者が次に掲げる要件に該当する場合は、補助金の全額又は半額の返還を命ずることができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

- ア 虚偽の申請をした場合
- イ 補助金の申請をした日から3年未満に本町から転出した場合
- ウ 補助金の申請をした日から1年以内に移住先就業を行っている事業所を退職した場合
- エ [第8条](#)の規定により補助金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還 補助金の申請をした日から3年以上5年以内に本町から転出した場合

(現況調査)

第11条 町長は、必要があると認めたときは、補助金の交付を受けた者に対し、交付資格に関する現況等について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和7年7月8日要綱第17号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年7月8日から施行する。

(経過措置)

2 改正後のこの要綱の規定は、この要綱の施行日以降に転入した者について適用し、同日前に転入をした者については、なお従前の例による。

別記第 1 号様式（第 5 条関係）

宇治田原町長 様

年 月 日

宇治田原町移住定住・就業支援事業費補助金交付申請書

宇治田原町移住定住・就業支援事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒		
メールアドレス		電話番号	

2 補助金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
補助金の種類		就業		起業	上記家族の人数のうち 18 歳未満の者の人数	人
		テレワーク		関係人口		

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙 1「移住補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙 2「移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から 5 年以上継続して、宇治田原町に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業・起業の場合のみ記載） 申請日から 5 年以上継続して就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（テレワークの場合のみ記載） 宇治田原町への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である
（テレワークの場合のみ記載） 就業について		A. 週 20 時間以上の就業である		B. 週 20 時間以上の就業でない

※ 各種確認事項の B. に○を付けた場合は、補助金の交付対象となりません。

4 就業先の事業者の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係(該当の欄に○をつけてください)

(就業・一般の場合のみ記載) 就業先の事業者の代表者又は取締役などの 経営を担う者との関係		3 親等以内の親族に 該当しない		3 親等以内の親族に 該当する
---	--	---------------------	--	--------------------

5 転出元の住所

住所	〒
----	---

6 東京23区への在勤履歴(東京23区に在勤者に該当する場合のみ記載)

※直近1年以上かつ通算5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

※ 東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、補助金の交付対象となりません。

7 移住後の生活状況(テレワークによる移住者のみ記載)

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度/行くことはない/その他()

8 添付書類

- ①住民票の写し(世帯申請にあつては、申請者を含む世帯全員分)
- ②移住元の住民票の除票の写し(世帯申請にあつては、申請者を含む世帯全員分)
- ③写真付き身分証明書
- ④【移住先就業の場合】就業先企業等の就業証明書(別紙3)
※また、必要に応じて他の資料を求めることがあります。
- ⑤【テレワーク申請の場合】就業証明書(別紙4)、就業時間の証明書(別紙5)
※また、必要に応じて他の資料を求めることがあります。
- ⑥【移住先起業の場合】京都府が実施する起業支援金の交付決定通知書の写し
- ⑦その他町長が必要と認める書類

管理コード(京都府及び宇治田原町使用欄)	
----------------------	--

別紙 1

宇治田原町移住定住・就業支援事業費補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 京都府移住支援事業に関する報告及び立入調査について、京都府及び宇治田原町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していない。
ただし、移住支援金を全額返還した場合又は過去の申請時に未成年世帯員だった者が、18 歳に達し、かつ、当該申請の日から 5 年を経過している場合を除く。
- 3 以下の場合には、宇治田原町移住定住・就業支援事業費補助金交付要綱に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 補助金の申請日から 3 年未満に宇治田原町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 京都府移住支援事業・マッチング支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (4) 宇治田原町移住定住・就業支援事業費補助金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 補助金の申請日から 3 年以上 5 年以内に宇治田原町以外の市区町村に転出した場合：半額

(就業の場合のみ)

 - (6) 補助金の申請日から 1 年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- 4 補助金の支給を受けた後に交付資格に関する、現況等の報告を求められた場合には、それに応じます。
※報告の求めに応じないことをもって、当該補助金の支給対象から除くことはいたしません、担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。

宇治田原町移住定住・就業支援事業に係る個人情報の取扱い

京都府及び宇治田原町は、移住定住・就業支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他法令の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、京都府及び宇治田原町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

宇治田原町長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

④

就業証明書（補助金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名					
勤務者住所			(移住を伴う場合、移住先の住所を記入)		
勤務先所在地					
勤務先電話番号					
就業開始年月日				※就業の場合のみ記入	
応募受付年月日					
雇用形態	週 2 0 時間以上の無期雇用				
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 ※就業・一般の場合のみ記入		3 親等以内の親族に該当しない		3 親等以内の親族に該当する	該当する欄に○を付けてください
※プロフェッショナル人材事業等を利用する場合のみ記入	目的達成後に離職することが前提ではない				
	☐ プロフェッショナル人材事業 ☐ 先導的人材マッチング事業				

宇治田原町移住定住・就業支援事業費補助金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、京都府及び宇治田原町の求めに応じて、京都府及び宇治田原町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

宇治田原町長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

印

就業証明書（テレワーク申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 （移住前）	
勤務者住所 （移住後）	
勤務先部署の所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
雇用形態	週 2 0 時間以上の無期雇用
交付金による 資金提供	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ (地方創生テレワーク型))又はその前歴事業による資金提供をしていない

宇治田原町移住定住・就業支援事業費補助金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、京都府及び宇治田原町の求めに応じて、京都府及び宇治田原町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

宇治田原町長 様

申請者名
居 住 地

就業時間の証明書（テレワーク申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

就労開始日	年 月 日		
就労時間 (固定就労の場合)	合計時間	☐ 月間 ☐ 週間 時間 (うち休憩時間 分)	
	就労日数	☐ 月間 ☐ 週間 日	
	平日	時 分 ~ 時 分	(うち休憩時間 分)
	土曜	時 分 ~ 時 分	(うち休憩時間 分)
	日祝	時 分 ~ 時 分	(うち休憩時間 分)
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	☐ 月間 ☐ 週間 時間 (うち休憩時間 分)	
	就労日数	☐ 月間 ☐ 週間 日	
	主な就労時間帯	時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)	
就労実績 (直近3カ月)	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月
特記事項（備考）			

別記第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

宇治田原町長

印

宇治田原町移住定住・就業支援事業費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました宇治田原町移住定住・就業支援事業費補助金について、宇治田原町移住定住・就業支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、以下のとおり決定したので通知します。

□交付

交付決定額 金 _____ 円

（備考）

- 1 下記のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・申請日から3年未満に宇治田原町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - ・申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - ・京都府移住支援事業・マッチング支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - ・宇治田原町移住定住・就業支援事業費補助金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に宇治田原町以外の市区町村に転出した場合：半額
- 2 宇治田原町は、宇治田原町移住定住・就業支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 フラット35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
 - ・この通知書はフラット35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・補助金の返還を請求された場合はフラット35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下

げの適用を受けられない場合があります。

- ・補助金を受領した方に対するフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から 5 年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別税率の適用を受けられない場合があります。
- ・補助金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

☐不交付

理由

別記第 3 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

宇治田原町長 様

住所
請求者 氏 名 印
(電話番号)

宇治田原町移住定住・就業支援事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた宇治田原町移住定住・就業支援事業費補助金について、宇治田原町移住定住・就業支援事業費補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先

振込金融機関名・店名 ※ゆうちょ銀行の場合は支店番号もご記入ください	金 融 機 関 名	店 名
預 金 種 別	当座預金・普通預金・（ ）	
口 座 番 号		
フリガナ		
口 座 名 義		